

平成 30 年度
事業計画

社会福祉法人

太良町社会福祉協議会



目 次

| | |
|--------------------|----|
| 基本方針 | 2 |
| 重点事項 | 3 |
| I. 地域福祉活動部門 | |
| 1. 相談・個別支援・地域支援 | 4 |
| 2. 住民生活の支援 | 5 |
| 3. 住民生活向上の支援 | 7 |
| 4. 団体の育成支援 | 10 |
| 5. 福祉意識改革・教育 | 10 |
| 6. 募金等の活動 | 12 |
| 7. 福祉関連団体への支援等 | 13 |
| II. 経営部門 | |
| 1. 介護保険法関連介護サービス事業 | 13 |
| 2. しおさい館指定管理事業 | 13 |
| III. 法人運営部門 | |
| 1. 法人組織の管理と運営 | 14 |
| 2. 法人組織の広報・啓発 | 15 |

1. 基本方針

我が国が直面する少子高齢・人口減少社会の中で、誰もが住み慣れた地域で、生き甲斐を感じつつ、安心して生活していくためには、社会の支え手側と受け手側に分かれるのではなく、一人ひとりが役割を持ち、活躍できる社会を構築していくことが求められます。

しかし、急速に進行する少子高齢化や社会的格差の拡大、核家族化による地域コミュニティの希薄化などは、私たちの生活に大きな変化をもたらし、貧困やひきこもり、そして社会的孤立といった深刻な福祉課題を引き起こしています。その一方で、日々の買い物やゴミ出しなど日常生活を営む上での、些細な困りごとへの対応を求められるケースも増えてきております。もはや既存の福祉制度では対応できない課題が山積し、財政面からも従来型の福祉政策は限界を迎えています。

今こそ、地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりが求められています。つまり、住民一人ひとりが当事者意識をもって地域課題を「我が事」として考える。そして、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

介護保険制度をはじめとする社会保障制度が大きく変容する中、太良町社会福祉協議会は、「自分や家族が住み続けたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働による地域づくりを始点に、地域住民や関係機関のネットワークによる地域共生文化の醸成を目指しています。そのため、既存の制度や概念にとらわれない柔軟な発想と即応性で、多様化する地域課題をワンストップで受け止め、地域住民の互助を基盤とする地域包括支援体制の構築に積極的に取り組みます。

また、客観的視点から真摯に事業評価を実施するとともに、社会福祉法人としてのガバナンスと事業運営の透明性の更なる強化充実を図ります。

太良町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的機関として、この町の地域特性を最大限に活かし、「豊かな自然の中で共にやってみよう福祉の町づくり」という基本理念に基づき、地域課題の解決力強化と、包括的支援体制の整備を通じて、住民参加と相互扶助による優しさと思いやりに満ちた、「いのちを大切に社会の実現」を目指し平成30年度事業を実施します。

2. 重点事項

1) 住民参加による地域福祉の推進

- ①「生活のお困り事相談所」を開設し、アウトリーチを含む包括的な相談対応により、地域住民の日常生活における困り事を集める
- ②個人や地域が抱える困り事を地域住民・専門機関等と連携し、既存の社会資源を基に、寄り添いながら解決する
- ③2025年問題を見据え、また、地域の多種多様なニーズに対応すべく、地域住民や関係機関と連携しながら高齢者の介護に関する体制を整備する
- ④高齢者の健康寿命を延ばす活動として介護予防事業を強化・推進する
- ⑤乳幼児から児童生徒に至る子育て世帯への階層的な支援事業の展開
- ⑥将来的な福祉的人材不足を補うため、ボランティア等を活用した新たな社会資源として、地域住民自らによる福祉活動を強化する

2) 経営部門の充実と財政基盤の安定

- ①社会福祉法人制度改革による社会福祉法の改正に伴う経営組織のガバナンスの強化と事業運営の透明性の向上、財務規律の強化を図る
- ②補助・行政受託事業以外の自主財源事業の安定的な経営
- ③しおさい館の健全な管理運営並びに新規利用者の獲得に努める
- ④コスト意識の徹底による不要経費の削減
- ⑤会員加入促進並びに共同募金運動の充実強化による自主財源確保

3) 広報・啓発活動の推進

- ①機関紙及びホームページ掲載内容の充実による情報発信力の向上
- ②情報発信拠点としてのしおさい館の有効活用
- ③社会福祉大会の開催

I . 地域福祉活動部門

1. 相談・個別支援・地域支援

①「生活のお困り事相談所」の開設

「生活のお困り事相談所」は、住民が日常生活を営む上で、多様な要因で解決方法を見いだせず困っている事項に対し、その原因を探り、住民や地域に寄り添いながら、また、地域の互助力の活用・関連機関との連携・或いは新しいサービスや仕組みを構築しながら解決策を見つけ、日常生活の改善に寄与することを目的とする。

【主な取り組み】

- ・お困り事相談員の配置。
- ・お困り事相談所の周知活動
- ・お困り事解決支援プログラムの作成と実施。
- ・解決に向けた地域や他機関等との連携（お困り事解決ネットワーク）。
- ・地域の状況に合わせた新しいサービスと制度の構築。

②生活困難者の発見に向けた取り組み

職員一人ひとりが、日常業務や、地域の関係機関・住民との関わりの中から、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を抱えた生活困難者を、積極的に発見し相談・支援につなげていく。

【主な取り組み】

- ・各職員の発見能力の向上。
- ・深刻な生活課題を発見するための訪問活動（積極的なアウトリーチ）。
- ・他機関では対応できない困難なケースの受入。

③コミュニティソーシャルワークの機能強化

社会情勢の変化に伴い、地域や世帯が抱えている問題が複雑化し、現行のサービスでは対応が難しくなっている。そのため、社会福祉協議会は、これらの生活課題に対し、関係する団体や地域住民と一緒に考えながら、柔軟かつ的確に対応できるよう調整を行う。

【主な取り組み】

- ・生活困難者を支援するため、関係者（関係機関）との連絡調整を行う「ゆたたりネットワーク会議」を開催
- ・地域が抱える生活課題を住民との話し合いの中から解決する「やってみゅう“き”地域座談会」を開催
- ・地区住民相互支援活動計画（〇〇地区やってみゅう“き”活動計画）の策定と支援

④「認知症のお困り事相談所」の設置。

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、まず認知症が原因で生活の弊害となっている事項を相談の中から明確にし、問題解決を図る際は、関係機関と緊密に連絡調整を行い、当該認知症高齢者とその家族や近隣住民を支援する。

更に、認知症高齢者が地域で安心して暮らすために必要な地域課題にも目を向け、判断能力が低下した高齢者等であっても生活できる地域づくりを目指す。

- ・認知症地域支援推進員の配置。
- ・支援を要する高齢者の早期把握と対応。
- ・認知症高齢者が円滑にサービスを受けられるよう関係機関とのネットワークを構築。
- ・認知症ケアに携わる多職種協働のための研修を実施。
- ・地域課題に対し関係機関や地域住民と連携し、必要に応じ新しい取り組み等を検討・実施。

2. 住民生活の支援

①子育て相互支援事業

- ・協力会員（ボランティア）が『子供を一時的に預かる』等の活動（有料）。
- ・子育て中の親子を対象とした『金曜日のぽっかぽか広場』の実施。

②移送サービス事業

在宅で日常的に車椅子を利用している方を対象に、『車椅子専用車』で通院等の移動を支援する。

③家族介護者支援事業

在宅で介護している方を一時的に介護から解放し、介護者相互の交流とリフレッシュの機会を作る。

(具体的な内容)

| | |
|-----------|---------------------------------|
| いきぬきサロン | 開催日 毎月第2土曜日 目的 当事者同士の相互交流を図る |
| 家族介護者交流事業 | 開催日 年2回 目的 在宅介護者のリフレッシュ |

④日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

高齢者、知的障害者、精神障害者などが日常生活を送る上で契約等の判断能力が不十分な場合、『生活を営むための情報提供・助言、諸契約、サービスの利用、支払い等』を代行して行う有料の事業。

（具体的な内容）

- ・行政サービスを利用するために必要な諸契約代行業。
- ・重要書類など（通帳等）の管理作業。
- ・支払いなどの代行作業。

⑤生活管理指導員派遣事業

介護保険非該当の高齢者等を対象に、生活支援員（ヘルパー）を派遣し、日常生活支援（相談・家事に関する問題解消など）を行ない、介護保険の対象にならないよう予防する事業。

⑥ほのぼのサービス事業

現行の制度やサービスでは対応できない生活支援等に対し、有料で行うサービス。

（具体的な内容）

- ・買物代行、施設入所者等の一時外泊時の支援、出産後の家事支援、子供や高齢者の一時見守りなど

⑦福祉機器貸出事業

介護保険を利用していない高齢者や障害者世帯等を対象に、ベット及び車椅子を貸し出す事業。

⑧災害援護事業

町内在住の世帯で、自宅の火災によって全焼と判断された場合に、見舞金を支給する事業。

⑨福祉資金貸付事業

町内に在住する低所得者で、生活を維持するために必要な資金を、規定の範囲内で貸付ける事業。

⑩生活福祉資金の活用と償還指導（事業主体；佐賀県社協）

低所得世帯・高齢者世帯・障害者世帯等の自立更生を促すため、佐賀県社協が運営する生活福祉資金貸付制度の利用窓口としての役割を果す。

資金貸付後は、担当民生委員と協力して支援や指導を行い、滞納者に対しては自宅訪問や面接等を実施し償還を促す。

⑪しおさい館学習会 (学習支援事業)

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、家庭の経済的事情により、十分な学習意欲を持っているものの、学習塾や家庭教師等による受験対策の機会が望めない生徒に学習の機会を提供し、貧困の連鎖防止の一助とすることを目的に高校入試受検直前の中学3年生を対象に実施する。

⑫じーばの仲人クラブ

昨今の急激な未婚化、晩婚化により結婚適齢期の独身者が増え、人口減少の大きな要因となっている。高齢者に、その豊富な人生経験と知恵を活かして、それぞれの希望・条件に叶った男女を紹介し、個別に出会いの場を設けて縁結びをしてもらうことが最善の方法と考え、町老人クラブ連合会に依頼する。高齢者にとっても、生きがいづくりとなることを期待する。

⑬「認知症カフェ」の開設

認知症の人やその家族を対象に、ゆったりとした時間と空間の中で、日常の困り事を地域の人や専門家等に話すことによって、ストレス軽減を図り、同様の悩みを持つ家族同士の語らいの中で、互いに理解し、支え合える関係を構築することを目的に、「認知症カフェ」を新設する。

3. 住民生活向上の支援

①生きがい対応型デイサービス

生きがいづくり・健康づくり・介護予防を目的とした通所サービス事業。

- ・対象⇒要介護・要支援認定非該当の方、とじこもりがちな方 (高齢者)
- ・基本サービス⇒移送、バイタルチェック、食事、入浴、レクリエーションなど

| 【行事】 (季節に応じた活動) | 【介護予防】 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ バスハイク・ 誕生会・ 敬老会・ クリスマス会 | <ul style="list-style-type: none">・ 保健棟健康機具を使った健康維持訓練・ 介護予防教室 運動機能向上 (理学療法士) 認知症予防支援 (作業療法士) 口腔機能維持 (歯科衛生士) |

②一人暮らし高齢者お楽しみ会

75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、歳末たすけあい事業としてのお楽しみ会を、太良町民生委員児童委員協議会と共催で開催する。

③元気づくり教室事業

町内の65歳以上の高齢者を対象とした介護予防教室を実施する。

- ・3B体操 ⇒ ボールやベルダー等を使った健康体操教室
- ・童謡を歌おう ⇒ 懐かしい童謡を歌い、脳の活性化やストレス解消を行なう教室
- ・絵手紙教室 ⇒ 絵手紙を描くことで脳の活性化を図る認知症予防教室
- ・筋力アップ教室 ⇒ トレーニング機器を活用し筋力アップを図る介護予防教室
- ・脳の健康教室 ⇒ 読み書きや計算で認知症の予防を行なう教室
- ・男メシ道場⇒料理を通じた介護予防や不測の場合に備えた男性限定の料理教室
- ・デジカメ撮影塾⇒プロのカメラマンがデジカメ撮影技術を指導し趣味の充実を図る

④障がい者ふれあい研修会

町内在住の身体障がい者の相互交流とふれあいを目的とした研修を助成する。

⑤サロンしおさい

従前の障がい者を対象としたサロンから、誰もが気軽に利用できるサロンに発展させる。地域から孤立しがちな方、コミュニケーションが苦手な方、精神的に不安定な方等が気軽に集える居場所として活用し、必要に応じて各種相談員が相談援助を行う。

⑥手話講座の開催

地域に住むすべての方を対象に、『聴覚障がい者に対する理解を深めること』と『手話の技術向上』を目的として手話講座を開催する。

⑦竹の子の里事業

夏休み期間、町内在住の小学生を対象に、地域のボランティアと一緒にさまざまな体験活動を実施するとともに、長期休業中の保護者の負担軽減を図る。

⑧サンタがおうちにやってくる事業

商工会青年部と共に、幼児を対象に、青年部部員がサンタに扮して訪問し、プレゼントの配付や記念撮影等を通じて、子供達の「思い出づくりや夢づくり」を叶える事業。

⑨ふれあいバスの運行事業

町内の福祉、教育関係団体等が実施する研修等を目的とした事業に対し、社会福祉協議会所有の福祉バスを活用した移動援助を行う。

⑩地域介護予防教室（太良元気塾）の実施

介護を必要としない元気な高齢者を増やすため、身近な地域で介護予防カリキュラムに基づいた介護予防教室を実施する。

- ・介護予防教室は高齢者が集まりやすい場所（地区）で実施。
- ・介護予防アドバイザーが講師となってカリキュラムを実施。
- ・介護予防アドバイザーの募集と育成。

⑪ふれあい・いきいきサロン事業の支援

ふれあいいきいきサロンは、民生委員・福祉推進員・ボランティア等が中心となり、地域で孤立しがちな高齢者・障がい者・子育て中の親等に、月に数回、身近な会場に集まってもらい、ゆっくりと寛ぎ、地域との関わりを維持してもらうことが目的である。本会は地域の支援者が円滑に活動できるよう育成や援助（助成等）を行う。

- ・実施に必要な情報の提供。
- ・運営に必要な経費の助成。

⑫太良町元気で長生き・イキイキとした幸せのまちづくり事業（生活支援体制整備事業）

要支援者等軽度の高齢者については、IADL^{※注}の低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められる。また、今後、多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実していくことが求められる。また、高齢者がその担い手となることで、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが可能となり、高齢者自身の介護予防の効果も期待できる。

今後多発することが予測される高齢者の多種多量なニーズに対処すべく、要支援者等の能力を最大限に活用し、また、地域住民協力による活動・様々な機関との連携を模索しながら生活支援体制の充実を図る。

- ・生活支援コーディネーターの配置（第1層・2層）。
- ・多種多様な機関との連携・サービス開発を目的とした「第1層協議体（太良町未来の福祉の町づくり推進協議体）」の設置。
- ・地域住民が抱えている地域ニーズを地域住民自らが主体となって解決策を検討する会「第2層協議体（●●校区地域づくり推進協議体）」の実施。
- ・幸せの町づくりサポーター100人できるかな計画。（住民の実動部隊の創設）
- ・専門機関の連携を深めるため、太良町地域包括ケアシステム研究会を実施する。

※注 IADL＝『手段的日常生活動作』と訳され、日常生活を送る上で必要な動作のうち、ADL『日常生活動作』より複雑で高次の動作をさす。例えば、買い物や洗濯、掃除等の家事全般や、金銭管理や服薬管理、外出して乗り物に乗ること等で、最近では、趣味のための活動も含むと解される。

4. 団体の育成支援

| ①地域福祉活動助成金制度 | |
|----------------|--|
| 地域助成 | <p>地域住民の相互支援（ゆたたりネットワーク）のための必要経費への助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象経費⇒燃料費・会議費・賃借料・備品購入・消耗品など。 申請対象⇒対象者が生活を行なう区を申請単位とする。 |
| 団体助成 | <p>地域住民が「しあわせ」を実感するために、社会福祉協議会で必要と判断した取り組みや活動に対して助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象経費⇒講師謝金・燃料費・消耗品・備品など。 申請対象⇒営利を目的としない地域住民団体。 |
| ②地域福祉活動支援・育成事業 | |
| 備品等貸出 | <p>地域住民や団体が地域福祉活動を行う場合に、社会福祉協議会が所有する備品等や会場を無償で貸し出す。</p> |
| 人材派遣 | <p>地域住民や団体が地域福祉活動を行う場合に、さまざまな人的支援が必要となる。社会福祉協議会で連絡調整を行い、必要な人材を派遣する。</p> |
| 人材確保 人材育成 | <p>地域の活動者（人材）を確保するためには、意識向上と資質向上を目的とした養成事業が不可欠となる。好事例紹介する講習会や先進地視察等を実施し啓発活動を行なう。また、ホームページ等での活動紹介も積極的に実施する。</p> <p>また、活動するにあたって感じている疑問点などを整理し、共通する課題を解決するための研修会などを行う。</p> |

5. 福祉意識改革・教育

| |
|--|
| <p>1) 地域住民の福祉意識の向上を目指す。</p> <p>児童生徒に対する福祉意識の向上。</p> <p>町内の児童生徒の福祉に対する『興味』や『関心』を高め、将来の人材育成につなげるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合学習への派遣（学校に職員が出向き、福祉の学習指導をする） 福祉体験学習の実施（障がい者や職員が出向き、福祉体験学習を開催する） 職場体験の受け入れ（社協や福祉に興味のある学生を職場体験者として受け入れる） |
|--|

2) 地域住民の福祉活動を支援する（ボランティアセンター事業）。

日頃から地域でボランティア活動を行う者や団体の活動支援を行う。また、ボランティア連絡協議会の支援を行う。

①活動者に対する具体的な支援

- ・活動者に対する情報提供
- ・しおさい館ボランティア室の無料開放
- ・社会福祉協議会備品類の無料貸出し
- ・ボランティア活動者の資質向上を目的とした研修会の開催
- ・ボランティア活動の斡旋

②学校ボランティアへの支援

- ・活動資金の補助（ボランティア協力校補助金 各学校6万円）
- ・児童生徒にふさわしいボランティア活動の紹介。
- ・ボランティア協力校連絡会の開催

③災害救援ボランティアセンター事業

大規模災害が発生した時、地域住民が相互に助け合うことができる関係を築き、町外からのボランティアを円滑に受け入れるため体制を作る。

- ・発災時における災害救援ボランティアセンターの運営
- ・災害救援ボランティアの募集と育成
- ・災害救援活動に関する訓練の実施。

④ボランティア連絡協議会に対する支援活動

太良町ボランティア連絡協議会が円滑に自立した運営ができるよう支援を行う。

- ・個人会員及び団体会員の登録・あっ旋の支援
- ・登録済みの個人や団体間の連絡調整
- ・登録済みの個人や団体への活動保険の補助

6. 募金等の活動

種々の募金活動やそれに伴う事務処理・管理・運営

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>① 赤い羽根共同募金活動 【目安額：350円】</p> | <p>毎年10月～12月を募金期間として全国一斉に実施される法定募金の赤い羽根共同募金運動を展開する。 (募金使途；地域福祉事業や住民団体助成金等)</p> |
| <p>② 歳末たすけあい募金活動 【目安額：100円】</p> | <p>毎年12月、全国一斉に実施される法定募金活動の歳末たすけあい募金を展開する。 (募金使途；1人暮らし高齢者おたのしみ会等)</p> |

② ポストショップ運営事業

家庭で不用になった衣類や雑貨等を寄附してもらい、必要とする方に廉価で販売するコーナーをしおさい館内に設置。売り上げ金は全額共同募金に計上し、社協の地域福祉活動の財源に充当する。

不用品（リサイクルポスト） ⇒ ポストショップにて販売
⇒ 売上金 ⇒ 佐賀県共同募金会へ募金 ⇒ 地域活動費に充当
※家庭の不用品を活動資金に変える仕組み

③ 赤い羽根共同募金 太良町支会

学校ボランティアに協力を依頼し、赤い羽根共同募金の認知度向上と募金増額を目的に太良町十夜市会場で街頭募金運動を実施する。

- ・冠イベント・大会などの実施
- ・ボランティア団体等に活動資金の獲得機会を提供する（助成金公開審査会）

④ 24時間テレビチャリティー募金活動

町民（学生）のボランティア活動意識を高めることを目的に、日本テレビ主催の24時間テレビチャリティー募金活動に協力する。

⑤ 日本赤十字社佐賀県支部 太良町分区

日本赤十字社佐賀県支部太良町分区として、日赤佐賀県支部の事務を補助執行する。

- ・日赤会費募集：550円／目安額
- ・災害時見舞品（毛布・日用品）の配付
- ・災害時見舞金（火災全焼：15,000円／一世帯あたり）の支給
- ・日赤事業の広報・啓発活動
- ・災害義援金の募集受付と事務処理

7. 福祉関連団体への支援等

①戦没者遺族会への支援

- ・太良町戦没者慰霊祭の開催
- ・太良町遺族会への助成

②太良町民生委員児童委員協議会への支援

太良町民生委員児童委員協議会の事務局として、協議会の庶務を代行し、委員活動を支援する。また、行政や上部機関、専門機関などとの連絡調整を行う。

③シルバー人材センター事業

概ね60歳以上の方に、ライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な就業（その他の軽易な就業とは特別な知識、技能を必要とする就業）」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現と仲間づくり、地域社会の福祉の向上、活性化を目指す。

- ・新規会員（活動者）の発掘と確保
- ・シルバー人材センター利用者（団体を含む）拡大に向けた宣伝活動促進
- ・会員の適正就業の徹底
- ・会員の相互親睦を目的とした研修旅行の実施

Ⅱ. 経営部門

1. 介護保険法関連介護サービス事業

①介護予防・生活支援サービス事業（第1号通所事業）の実施

介護予防を目的に、しおさい館での入浴、食事、機能維持訓練などを通じ、自立した日常生活が持続できるように事業を展開する。

対象者；居宅要支援被保険者、基本チェックリスト基準該当者（事業対象者）

②総合事業（訪問型サービスB）の実施

要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援。

支援の例；買い物代行、調理、ゴミ出し、電球の交換、布団干し など

2. しおさい館指定管理事業

①サービスの質の充実

しおさい館内で提供するサービスを充実させ、利用促進に向けた取り組みを行う。

- ・ 職員のサービス意識の徹底と接遇向上
- ・ 要望箱の設置

②しおさい館PR活動

しおさい館の利用者を増やすためにPR活動を行う。

- ・ 広報誌で定期的に情報を掲載し、設置目的や施設の持つ機能を広く周知する
- ・ ホームページの活用
- ・ 夕方5時からの入館料金の割引
- ・ 季節に応じたイベント開催

③しおさい館管理運営

しおさい館日常管理の適切かつ円滑な実施

- ・ 行政との緊密な連絡調整
- ・ 経費削減と施設不備箇所の早期発見を目的に開館前の清掃を職員で実施
- ・ 専門業者による定期的な建物の点検と管理
- ・ 利用者の安全確保と環境衛生への配慮（毎正時の浴場巡回等）
- ・ 感染症予防措置の実施
- ・ 突発的事態への迅速な対応
- ・ 管理運営費の節減
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 福祉避難所としての機能維持
- ・ 経年劣化した機器の更新や修繕

Ⅲ. 法人運営部門

1. 法人組織の管理と運営

① 理事会及び評議員会の開催

- ・ 定款の規定に基づく理事会及び定時評議員会の開催
- ・ ガバナンスの強化と法人運営の透明性の向上を図る

② 役職員等の研修会開催

- ・役員及び評議員を対象とした研修会の開催
- ・行政や上部団体等が主催する研修会に積極的に参加し、資質向上を図る

③ 自主財源の安定的な確保

- ・一般会員加入と会費納入（一世帯あたり 500 円/年間）の依頼
- ・賛助会費・特別会員の加入促進
- ・会費の用途をわかりやすく広報する。

④ 社会福祉法人制度改革への速やかな対応

- ・社協組織の体制強化
- ・社会福祉法の改正に伴う組織運営の円滑な移行
- ・地域における公益的な取り組みの責務
- ・社会福祉充実残額が発生した場合、社会福祉充実計画を策定し実施する

⑤ 会計および庶務業務の円滑な遂行

- ・事業及び予算の計画的執行
- ・費用対効果の評価を的確に実施し、経費節減・合理化を図る
- ・計算書類、帳票等の適正な管理・保存

⑥ 福祉推進員の活用

- ・町内全地区に福祉推進員を委嘱し、地区役員等と協働して地域福祉を推進してもらう
- ・福祉推進員の意識及び資質向上を目的に研修会を実施し、活動を支援する

2. 法人組織の広報・啓発

① 広報・啓発活動業務

- ・機関紙 社協だより『こころ』の発行
- ・ホームページ（インターネット）を活用した財務諸表等閲覧対象書類の公表
- ・各種イベント等のタイムリーな情報提供

社会福祉法人 太良町社会福祉協議会
〒849-1602 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地17
太良町総合福祉保健センター（しおさい館）内
TEL 0954-67-0410（代表） FAX 0954-67-1699
URL <http://www.tara-shakyo.or.jp>
E-mail info-0410@tara-shakyo.or.jp